

令和 4 年度県制度融資に係る融資実行報告書の提出及び預託について

1 融資実行報告書の提出について

(1) 令和 4 年度の県制度融資に係る県資金の預託は、融資実行店舗から提出された融資実行報告書等に基づき、下表の日程で行います。融資実行したときは、速やかに報告書を提出してください。

なお、融資実行報告書は融資実行した店舗から提出していただきますが、預託は一括して当該金融機関の県内の本母店に対して行います。

(2) 次の資金に係る融資実行報告書を県地域企業支援課（※印は県未来投資・デジタル産業課）に提出してください。

- ・ 中小企業パワーアップ資金
- ・ 緊急経営改善資金
- ・ 災害レジリエンス強化資金（※）
- ・ デジタルトランスフォーメーション資金

(3) 融資実行報告書は、群馬県ホームページにも掲載してあります。なお、緊急経営改善資金の融資実行報告書は、それぞれの資金専用の様式となっています。

また、県が事業計画の承認を行う中小企業パワーアップ資金及び災害レジリエンス強化資金の融資実行報告書は、承認通知書に添付し、その都度金融機関に送付します。

(4) 保証を義務付けている次の資金は、県信用保証協会に保証に係る貸付実行報告を行うため、県への融資実行報告書の提出は不要です。

- ・ 小規模企業事業資金
- ・ 経営サポート資金
- ・ 創業者・再チャレンジ支援資金
- ・ 経営力強化アシスト資金
- ・ 中小企業再生支援資金
- ・ 事業承継支援資金

2 預託について

(1) 実質金利の変更について

県制度融資の実質金利は 2. 375% です。（平成 29 年度～）

(2) 日程について

預託回数		融資実行報告書の提出 (金融機関→地域企業支援課)	預託（県→金融機関）
令和 4 年度 実行 分	1	令和 4 年 4 月末まで	令和 4 年 8 月 10 日（水）
		5 月末まで	
		6 月末まで	
	2	7 月末まで	令和 4 年 11 月 10 日（木）
		8 月末まで	
		9 月末まで	
	3	10 月末まで	令和 5 年 2 月 10 日（金）
		11 月末まで	
		12 月末まで	
	4	令和 5 年 1 月末まで	令和 5 年 5 月 10 日（水）
		2 月末まで	
		3 月末まで	

※令和 3 年度以前の融資実行分に係る預託について

・ 令和 3 年 12 月までの融資実行分は、令和 4 年 4 月 1 日（金）に預託を行います。

・ 令和 4 年 1 月～3 月の融資実行分は、令和 4 年 5 月 10 日（火）に預託を行います。